

## ハラスメント防止対策に関する基本方針

社会福祉法人あいおい福祉会

### (基本的考え方)

1. 社会福祉法人あいおい福祉会は、法令に則った介護を実現するために、職場及び介護現場におけるハラスメントを防止のための基本方針を定める。
2. 本方針におけるハラスメントは、下記のことを言う。

#### (1) パワーハラスメント

・優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害される行為であり、以下のことを言う。

- ① 身体的な攻撃（暴行・障害）
- ② 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）
- ③ 人間関係の切り離し（隔離・仲間外し・無視）
- ④ 過小な要求（仕事を与えない、又は能力とかけ離れた程度の低い仕事を命じる）
- ⑤ 過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制）
- ⑥ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

#### (2) セクシャルハラスメント

- ① 性的な内容の発言
- ② 性的な行動

（性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を流布すること、性的な冗談やかからかい、食事やデートへの執拗な誘い、個人的な性的体験を話すことなど）

### (ハラスメント対策)

1. 当法人の職員間及び取引事業者、関係機関の職員との間において、上記のハラスメントが発生しないように、下記の取り組みを行う。
  - (1) 円滑に業務が実施できるよう、日ごろから正常な意思疎通に留意する。
  - (2) 特に役職者においては、ハラスメントの防止に十分に配慮を行う
2. ハラスメントの防止のために、年に1回のハラスメント研修を行う。
3. ハラスメントの相談窓口を職場内と職場外設置し、事務局が窓口を担当する。
  - (1) ハラスメントの相談を行った職員が不利益を被らないように留意する。
  - (2) ハラスメントの相談は、積極的に職場外窓口（公益財団法人21世紀職業財団）の専門担当者を活用する。

- (3) ハラスメントを行ったと指摘された職員については、弁明の機会を十分に保証する。
- (4) ハラスメントの判断や対応は、公益財団法人 21 世紀職業財団の意見を聞き、幹部会で検討する。

(介護現場におけるハラスメント対策)

1. 職員による利用者様・ご家族へのハラスメント及び、利用者様・ご家族によるハラスメント防止に向け、次の対策を行う。
  - (1) 以下のことを利用者様・ご家族に周知する。
    - ① 事業所が行うサービスの範囲及び費用について。
    - ② 職員に対する金品の心づけのお断りについて。
    - ③ サービス提供内容に疑問や不満がある場合、職員からハラスメントを受けた場合は、事務所に連絡をいただく。
    - ④ 職員へのハラスメントを行わないこと。
2. 利用者様・ご家族から、暴力やセクシャルハラスメントを受けた場合、管理者や事務所に報告・相談を行う。
3. 事務所は相談や報告のあった事例について、公益財団法人 21 世紀職業財団の意見を聞き問題点を整理し、幹部会で内容を検討し必要な対策を行う。